

火薬類保安経済産業大臣表彰実施要領

制定 20120919商第57号
平成24年9月19日
改正 20140528商第31号
平成26年6月13日

永年にわたり火薬類の保安に関し極めて顕著な功績を上げた保安功労者、火薬類による災害防止のため不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所等を表彰することにより、保安意識の高揚を図り、もって火薬類の保安を推進するため、火薬類保安経済産業大臣表彰をこの要領に基づいて行うものとする。

1. 表彰実施者

経済産業大臣

2. 表彰実施時期及び回数

原則として、隔年12月に1回行う。

3. 表彰の対象

表彰の対象は、保安功労者（10件以内）、優良従事者（9件以内）、優良事業所（9件以内）とする。ただし、次の（イ）若しくは（ロ）のいずれかに該当する会社の事業所（他の事業所が次の（イ）又は（ロ）に該当する場合を含む。）又は次の（イ）から（ハ）までのいずれかに該当する個人（次の（イ）又は（ロ）を個人に適用する場合は、当該個人に起因するもの又は当該個人が役員等責任のある立場の場合に限る。）は、原則として表彰の対象から除く。

（イ）現に表彰対象の法令違反の状態にあるもの又は過去5年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則等の処分を受けたもの若しくはそれに類するもの。

（ロ）他法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないもの。

（ハ）勲章を受けた者、火薬類の保安に関する功労により褒賞を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者。

（1）保安功労者

火薬類の保安に関する業務に10年以上携わり、次の各号のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められる者。

- (イ) 火薬類の保安全管理、保安教育又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、人格見識が卓越している者。
- (ロ) 火薬類に関する学識経験が深く、火薬類の保安技術又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、人格見識が卓越している者。
- (ハ) 適正な保安全管理若しくは災害防止により事業所及び公共の安全の確保に多大な貢献をしており、又は保安行政への協力に関して顕著な功績があり、かつ、日常における行為が他の者の模範となる者。

(2) 優良従事者

次の各号の条件を満たし、表彰することが適当と認められる者。

- (イ) 火薬類に関する経験が深く、火薬類関係事業所（現場）の作業に永年（15年以上）従事し、最近10年以上無事故であった者。

なお、従事年数については、別紙（参考）を参照すること。

- (ロ) 火薬類関係法令及び保安全管理に係る規程類を遵守し、災害の防止及び公共の安全を図り、保安に関し積極的熱意をもっており、日常における行為が他の者の模範となる者。

(3) 優良事業所（事業所とは製造業者、販売業者若しくは消費者の事業所又は事業場をいう。）

次の各号の条件を満たし、表彰することが適当と認められる事業所。

- (イ) 火薬類の製造所における製造施設の位置、構造及び設備並びに製造方法、販売所における販売の方法、貯蔵場所における火薬庫の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法又は消費場所における消費の方法等に関し、保安上の措置が特に優れていること。

- (ロ) 火薬類の保安全管理の体制、規程類等が整備されているとともに、保安教育が徹底され、かつ、保安に関し、積極的熱意をもっており、他の模範となる事業所。

4. 表彰の推薦等

- (1) 都道府県知事は、経済産業大臣表彰が実施される年の9月1日までに各都道府県知事の所管に係る保安功労者、優良従事者及び優良事業所の各々について表彰候補者2件以内を所轄産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）を経て商務流通保安審議官に推薦するものとする。

推薦に際しては、表彰候補者の各々について様式1～様式3の推薦書（添付書類を含む。）2部を提出するものとする。

- (2) 産業保安監督部長は、経済産業大臣表彰が実施される年の10月1日までに経済産業大臣の所管に係る保安功労者、優良従事者及び優良事業所の各々について表彰候補者2件以内を商務流通保安審議官に推薦するものとする。

推薦に際しては、自部推薦分と所轄管内の都道府県知事推薦分を区別するとともに、自部推薦分と所轄管内の都道府県知事推薦分を通じて産業保安監督部管内の順位を付して、表彰候補者の各々について様式1～様式3の推薦書（添付書類を含む。）1部を提出するものとする。

(3) 公益社団法人全国火薬類保安協会は、経済産業大臣表彰が実施される年の10月1日までに保安功労者について表彰候補者2件以内を商務流通保安審議官に推薦するものとする。

推薦に際しては、順位を付して、表彰候補者の各々について様式1の推薦書(添付書類を含む。)1部を提出するものとする。

(4) 推薦書には、表彰該当事項(功績又は業績)について、事業所にあつては保安上の管理組織、技術、教育等で特に優れていることを示す補足資料を、また、個人にあつては火薬類に関する事項を主とする本人の履歴書及び功績の内容について詳細に記載した資料を、それぞれについて添付するものとする。

5. 審査及び決定

経済産業大臣は、原則として実施する年の11月上旬までをめぐりに、4.(1)~(3)により推薦があつたものについて商務流通保安審議官が別に定めるところにより設置する火薬類保安経済産業大臣表彰審査会において審査し、特に優良と認められたものについて火薬類保安経済産業大臣表彰を受けるものとして決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。
- 2 火薬類保安経済産業大臣表彰実施要領(平成18・08・17原第9号)及び火薬類保安経済産業大臣表彰審査会設置要綱(平成18・08・17原第9号)は、廃止する。

附 則(20140528商第31号)

この規程は、平成26年6月13日から施行する。

火薬類事業所（製造工場）の作業従事年数の考え方

従事期間は実期間として15年以上あること。

従事期間の評価に当たり、危険な作業の割合に応じて作業従事期間を加算するので、推薦書の勤続年数欄には、昭和49年通商産業省告示第58号別表に掲げられている「危険工室等の区分」及びK値（作業工程等の区分ごとの保安間隔を算出するための係数）を明記し、「みなし従事期間」を表示すること。

(加算方式)

作業工程のK値がKである工程の実際の従事期間がmであるとき「みなし従事期間」Aは、

$$A = m + \frac{1}{6} \times K \times m = m \left(1 + \frac{K}{6} \right) \quad \text{とする。}$$